

年次	長	評事	權評事	主理	書記	判任出仕	等外出仕	御用掛	合計
明治十年	-	-	-	八	六	九	一七	-	四四
同十一年	-	-	二	六	五	九	一九	-	四四
同十二年	-	-	-	六	四	〇	一八	-	四二
同十三年	-	-	-	七	四	一	二二	-	四八
同十四年	-	-	-	六	三	九	一六	二	三九

年次	死	刑	準流及徒	其他ノ者	合計
明治十年	-	-	-	二	二〇八
同十一年	-	-	二〇	一九五	一八三
同十二年	-	-	八	二二一	二三〇
同十三年	-	-	一五	三一〇	三二五
同十四年	-	-	一七	二六七	二八四

第二百八十 軍人軍屬犯罪者

同年内ニ再三罪ヲ犯シ刑ニ處セラレシ者十年ニ二度十四人三度一人十一年ニ二度十一人十二年ニ二度二十四人三度三人十三年ニ二度三十一人三度七人四度二人十四年ニ二度十九人三度一人アルヲ以テ其人員重複セリ

罪状	下士	水兵	火夫	卒夫	職工	雇職工	判任	合計
捕吏タルヲ知ラス傷ヲ負ス	-	-	-	-	-	-	-	-
闘毆人ヲ傷ツク	-	三	五	-	-	-	-	八
闘毆	-	-	-	-	-	-	-	-
罵詈	-	-	-	-	-	-	-	-
有夫	-	-	-	-	-	-	-	-
監守	-	-	-	-	-	-	-	-
官物竊盜	五	二五	五	-	-	-	-	三五
官給品賣却	-	二五	五	-	-	-	-	三五
預リノ官金ヲ私費自首	-	三六	六	-	-	-	-	四二
持兇器強盜未遂財	-	-	-	-	-	-	-	-
竊盜	-	-	八	-	-	-	-	八
詐欺取財	-	-	-	-	-	-	-	-
無代酒食	-	-	-	-	-	-	-	-
官ノ文書偽造	-	-	-	-	-	-	-	-
私印偽造	-	-	-	-	-	-	-	-
召喚ヲ受ケ僞テ歸艦セス	-	-	-	-	-	-	-	-
僞テ上陸ノ免許ヲ受ク	-	-	-	-	-	-	-	-

第二百八十一 軍人軍屬犯罪者罪状

明治十四年